

板倉町 都市計画マスター プラン

(改定)



みんなが安心して
暮らせるまち



ごあいさつ

板倉町は、関東平野のほぼ中央に位置し、利根川・渡良瀬川の二大河川に抱かれた自然環境豊かな町です。

本町固有の財産である自然、歴史・文化遺産などが先人から受け継がれている一方で、東武日光線板倉東洋大前駅と東洋大学を核とした板倉ニュータウン開発事業による新たな市街地整備を展開してまいりました。

このような中、平成17年3月、本町の都市計画の方針となる「板倉町都市計画マスタープラン」を策定し、平成21年1月には、板倉ニュータウン開発事業等について一部改定し、まちづくりに取り組んでまいりました。

更には、平成24年3月、本町の最上位計画である「第1次板倉町中期事業推進計画」を策定し、社会情勢の大きな変化を踏まえた新しいまちづくりを推進しております。

この度の見直しは、第1次板倉町中期事業推進計画に則し、新庁舎建設並びにその周辺の土地利用、防災機能の充実等について改定を行ったものであります。

今後は、町の将来像である「みんなが安心して暮らせるまち」の実現に向け、町民、企業、行政が一体となったまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願ひいたします。

平成27年3月

板倉町長 栗原 実



CONTENTS

序、都市計画マスタープランとは？

序－1 策定の意義と目的	1
序－2 法的な位置関係	2
序－3 都市計画マスタープランの構成	3

1. 都市の現況

1－1 まちの概況	4
1－2 人口構造・流動	5
1－3 産業構造	7
1－4 土地利用・市街化動向	9
1－5 主要な施設	12
1－6 自然環境及び歴史・文化遺産、主要な観光資源、景観	16

2. 地域の現況

2－1 地区区分	20
2－2 地域ごとの現況分析	21

3. まちづくりに関する住民意識

3－1 板倉町都市計画マスタープラン策定時の住民意向（平成14年）	23
3－2 第1次板倉町中期事業推進計画策定時における住民意向（平成22年）	30

4. 都市の位置づけ・役割

4－1 都市の位置づけ	31
4－2 将来像実現のための関連プロジェクト	35

5. 都市・地域づくりの課題

5－1 都市づくりの課題	39
5－2 地域づくりの課題	41

6. 都市づくりの目標

6-1 都市づくりの基本的な考え方	46
6-2 都市づくりの方向性	47
6-3 将来フレーム	50

7. 都市づくりの実現に向けて

7-1 基本的な考え方	52
7-2 暮らしやすい都市空間形成の実現に向けて	54
7-3 暮らしを支える道路・交通体系の実現に向けて	58
7-4 緑豊かな都市空間形成の実現に向けて	65
7-5 清潔な都市空間形成の実現に向けて	68
7-6 安全安心な都市空間形成の実現に向けて	70
7-7 美しい都市空間形成の実現に向けて	72
7-8 豊かな心と活力を育む都市空間形成の実現に向けて	74

8. 地域づくりの実現に向けて

8-1 西地区におけるまちづくりの実現に向けて	77
8-2 北地区におけるまちづくりの実現に向けて	82
8-3 南地区におけるまちづくりの実現に向けて	86
8-4 東地区におけるまちづくりの実現に向けて	90
8-5 板倉ニュータウン地区におけるまちづくりの実現に向けて	94

9. 協働・共創によるまちづくりの実現に向けて

9-1 協働・共創体制の構築	97
9-2 都市・地域づくりの実現方策	98
9-3 実現に向けた課題	101

資料編

資-1 策定の経緯	資-1
-----------	-----

序. 都市計画マスタープランとは？

序－1 策定の意義と目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として示される法定都市計画で、概ね20年後における都市及び地域の将来像について、都市整備分野からわかりやすく描き、これらを実現するための方策を「みちすじ」として明らかにするものです。

また、策定にあたっては「住民意見の反映」が原則であり、都市及び地域づくりに向けた問題点や課題を住民と行政が共有し、将来像の実現に向けて協働作業で取り組むことになっています。

本町においては、町制施行後60年（当初の都市計画後約40年）が経過し、まちの風景や人々の意識も多様化してきましたが、同時に都市整備分野として多くの課題を抱えるようになりました。

今後、これらの課題を住民と行政との協働作業によって解決し、後世に誇れるまちづくりを実践するための「指針」として、板倉町の都市計画マスタープランを策定しました。

【都市計画法第18条の2より抜粋（市町村の都市計画に関する基本的な方針）】

1. 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
2. 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
3. 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
4. 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

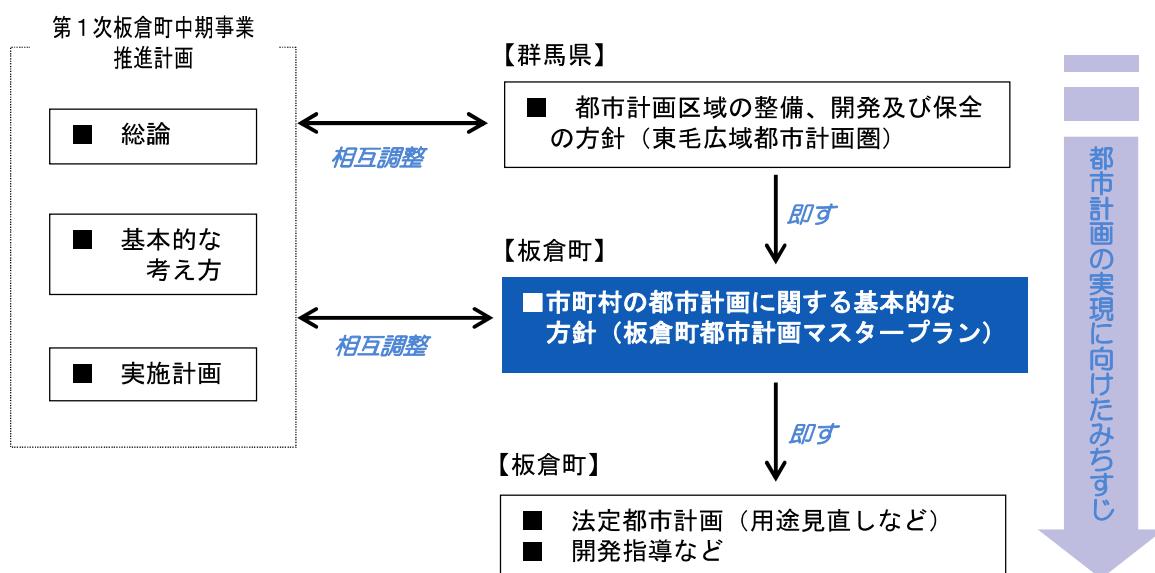
序-2 法的な位置関係

第1次板倉町中期事業推進計画は、議会の議決を経て定められた本町の最上位に位置する将来計画です。都市計画マスターplanは、これを踏まえ、概ね20年後を見通しつつ、都市整備分野から明らかにする役割があります。

また、県が定める東毛広域都市計画圏^{*1} 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第6条2項）は、本町が含まれる館林都市計画区域における広域的な都市計画の基本的な方針であり、都市計画マスタープランはこれを踏まえることが必要です。

*1 東毛広域都市計画圏には、桐生都市計画区域、新里都市計画区域、太田都市計画区域、
藪塚都市計画区域、館林都市計画区域、みどり都市計画区域が含まれる

【法的な位置関係】



■参考：都市計画法第6条の2（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）の概要

1. 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるよう努めるものとする。
 2. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ①都市計画の目標
 - ②区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針
 - ③前号に掲げるものの他、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
 3. 都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

序－3 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、都市づくりの基本理念やテーマを普遍的に示す都市全体の目標、及び都市全体の将来像を都市整備分野（都市計画を構成する土地利用、都市施設、都市環境等）から示す全体構想、これらを地域ごとにきめ細かく示す地域別構想から構成されます。

【都市計画マスタープランの構成：フロー】

